

設計等委託契約約款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款に基づき、仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この業務を表記期間内に完成しなければならない。ただし、期間を日数で定めるときは、国民の祝日、年末年始の休暇日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 乙は、常に現場に出頭し、甲の指定する係員の指揮監督の下に、仕様書等に定めるところにより業務を施行するものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も、また同様とする。
- 5 この契約に定める請求、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約に係る起訴については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(履行期間の延長)

- 第2条 前条第2項の期間は、天災地変その他正当な事由があると甲が認めるときは、これを延長することができる。

(再委任の禁止)

- 第3条 乙は、自ら業務の実施に係る一切の事項を担当し、これを第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査及び引渡し)

- 第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に届けてその検査を受けるものとする。
- 2 甲は、支障がない限り、前項の規定による届出があった日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 甲は、第1項の検査の結果、改変又は手直しの必要があると認めるときは、1回に限り相当期間を指定して、第1条第1項の期間を延長することができる。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。ただし、業務の瑕疵については、その責めを免れることができない。

(一般的損害等)

- 第5条 この契約の履行に関し契約期間中に発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、天災地変その他の不可抗力によるもの及び甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。
- 2 乙が瑕疵補修請求に応じないとき、その他この契約により生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。ただし、このために乙に損害が生じた場合でも、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(契約代金の支払)

- 第6条 甲は、検査の完了後、乙の請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払うものとする。ただし、甲に特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 甲は、前項に規定する支払期間内に支払をしないときは、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額（閏（じゅん）年の日を含む場合でも1年を365日として計算して得た額）を乙に支払うものとする。ただし、乙の都合により代金を受領しないときは、この限りでない。

（遅延違約金）

第7条 乙は、期間内に業務を完了しない場合は、遅延日数1日につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額（閏（じゅん）年の日を含む場合でも1年を365日として計算して得た額）を違約金として甲に納付するものとする。

（契約内容の変更等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

（甲の解除権等）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

契約履行の着手を遅延したとき。

契約解除の申出をしたとき。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

この約款の条項又は仕様書等に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に納付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、履行部分に対して相当と認める金額を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。

4 第1項の規定による契約の解除は、第7条の規定による延滞違約金の徴収を妨げない。

5 乙は、この契約が乙の責めに帰すべき事由により履行不能となったときは、直ちに甲に報告しなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

（甲による任意解除）

第10条 前条第1項に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（相殺）

第11条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、かつ、不足があるときは、これを追徴することができる。

（権利の譲渡等）

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(消費税等)

第13条 この契約における取引が消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税の対象である場合は、表記契約金額に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含むものとする。

2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した金額とし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄にその金額を記載するものとする。

(適合車両の使用)

第14条 乙は、この契約の履行のため車両を使用し、又は使用させる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)のほか、各道府県と同様の条例の規定に適合する車両(同条例による適用猶予車両を含む。)を使用しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項等)

第15条 暴力団等排除に関する特約条項及び乙の債務履行拒否等に係る違約金に関する特約条項については、それぞれ別に定めるところによる。

(補則)

第16条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。